

## 品川区胃がん内視鏡検診実施要綱

制定 平成30年5月31日 要綱145号

改定 令和4年4月1日 要綱71号

改定 令和8年4月1日 要綱91号

(目的)

第1条 品川区胃がん内視鏡検診（以下「検診」という。）は、胃がんの早期発見・早期治療の促進を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診対象者)

第2条 検診の対象者は、勤務先等での受診機会がない区内在住の50歳以上の者とする。ただし、消化器性潰瘍などの胃疾患で受療中である者および手術後など検診を行うことに支障がある者を除く。

(事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから検診を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）を指定するものとする。

(受診回数)

第5条 検診の受診回数は、一人につき2年に1回とする。

(実施期間)

第6条 検診は、年間を通じて実施するものとする。ただし、検診日および検診時間は、実施機関の指定した日時とする。

(受診方法)

第7条 受診を希望する者は、事前に実施機関へ申し込み、受診当日に受診券ならびに住所、氏名および生年月日の確認できるものを提示して受診するものとする。

(費用)

第8条 検診に要する費用は、全額区の負担とする。

(検診の内容)

第9条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

ア 問診

イ 胃内視鏡検査

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分を使用するものとする。

ア 精密検査不要

イ 胃がん疑い

ウ 胃がんあり

エ 胃がん以外の悪性病変

(区民への周知)

第10条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、50歳以上の区民に対する個別

の通知および区の広報紙等への掲載をするものとする。

(検診後の措置)

第11条 実施機関は、検診の結果を受診者に通知し、必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

(請求手続)

第12条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて、区に請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の適用について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。